

# 船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年7月15日 01時00分ごろ
発生場所	鹿児島県志布志湾南南東方沖 火埼灯台から真方位147° 8.3海里付近 （概位 北緯31° 09.9′ 東経131° 13.1′）
インシデントの概要	漁船第六十一若宮丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年9月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十一若宮丸、495トン
船舶番号、船舶所有者等	133020、株式会社マリン若宮
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、和歌山県串本町串本港で活魚を積み込み、長崎県松浦市松浦港に向けて志布志湾南南東方沖を南西進中、主機の潤滑油圧力低下の警報が鳴って主機が停止した。</p> <p>機関長は、直ちに主機の点検を行ったところ、油溜めに人差指大の穿孔が発見され、潤滑油が漏出してビルジ溜まりに流入しているのを認めた。</p> <p>本船は、船長が関係各所に連絡し、来援した引船にえい航されて松浦港に向かい、鹿児島県川内湾沖で別の引船に引き継がれ、松浦港沖に到着した。</p>
分析	本船は、志布志湾南南東方沖を南西進中、主機の油溜めに穿孔が生じたことから、油溜めの潤滑油が漏出して潤滑油量が不足し、潤滑油圧力が低下して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、志布志湾南南東方沖を南西進中、主機の油溜めに穿孔が生じたため、油溜めの潤滑油が漏出して潤滑油量が不足し、潤滑油圧力が低下して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中、主機等の見回りを行い、漏えい箇所の早期発見に努めること。</li></ul>
--	--